

浦安市いじめ防止基本方針の概要

※以下「法」は、「いじめ防止対策推進法」を指す。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) いじめは絶対に許されない行為であること、及び児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (3) 市、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義 法第2条に基づき、次のとおり定義する。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 定義に基づくいじめの判断をする際の留意点

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第2条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。双方が対等な関係にあるけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- キ 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめの定義に該当すると判断した場合において、例外的に厳しい指導を要しない場合があり得る。
- ケ 具体的ないじめの態様

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促し、望ましい人間関係、集団づくりを推進するとともに、個性ある存在として他者を尊重し思いやる気持ちや規範意識等を養い、かけがえのない存在として自己肯

定感を高め自信を持たせたりすることが必要である。また、法教育・人権教育の視点から、いじめ問題を考える取組を推進することが必要である。それらに加え、いじめ問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域及び家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

児童生徒が速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取組が重要である。また、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが最優先である。

また、いじめを行った児童生徒に対して事情確認した上で、毅然として適切な指導を行い、再発防止を徹底する。

(4) 地域や家庭との連携について

学校は地域や家庭との連携を図ることが重要である。

また、いじめを含む問題行動が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

(5) 関係機関との連携について

学校及び教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局など）相互の連携は重要である。

また、学校と関係機関との連携を促進するため、市は学校が関係機関に協力を要請しやすい環境を整えることが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策（下表参照）

2 学校及び学校の教職員の役割（下表参照）

		市及び教育委員会	学 校
体制整備		ア 地方いじめ防止基本方針の策定 イ 教育委員会のいじめ対策組織の設置 ウ 教育委員会の附属機関の設置 エ いじめの問題等についての法律相談	ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定 イ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
主 な 取 組	予防・早期発見	(ア) 心の教育の充実推進 (イ) 児童生徒のいじめの防止に資する活動の推奨 (ウ) 特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援に係る研修の実施 (エ) 児童生徒を見守る人材の確保及び資質の向上 (オ) スクールライフカウンセラーの配置等 (カ) いじめ相談窓口の周知徹底 (キ) いじめの実態把握と指導・助言 (ク) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策 (ケ) 小中連携の強化 (コ) 学校運営の改善支援	(ア) 日常のきめ細やかな観察 (イ) 心の教育の充実 (ウ) 児童生徒活動の活性化 (エ) 障がいがあるなど特別な教育的ニーズのある児童生徒への適切な支援 (オ) スクールライフカウンセラー等の活用 (カ) いじめ相談窓口の周知徹底 (キ) アンケートの定期的な実施と教育相談体制の整備 (ク) インターネットを通じて行われるいじめへの取組 (ケ) 保護者への意識啓発 (コ) 小中連携によるいじめの防止

対応のための取組	(ア) いじめに対する措置 (イ) 学校の指導のあり方及び警察への相談・通報による対応	(ア) 対応の基本 (イ) 被害児童生徒及び保護者への支援 (ウ) 加害児童生徒及び保護者等への対応 (エ) インターネットを通じて行われるいじめへの対応 (オ) いじめに係る保護者への対応 (カ) 関係機関との連携
	・学校評価の実施	・いじめの防止等に取り組む際の留意事項 (ア) 校内研修の充実 (イ) 校務の効率化 (ウ) 学校評価 (エ) 地域や家庭との連携について

3 保護者の役割

- 保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことをその保護する児童生徒に理解させるとともに、いじめを行ったり、見て見ぬふりをすることがないように、必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 市民の役割

- いじめを大人たちの問題としてとらえ、学校、保護者と協力して、いじめ防止に一丸となって取り組むよう努めるものとする。
- 豊かな人間関係を育むため、児童生徒が登下校する際に声掛けをしたり、地域の祭りや行事等に児童生徒が自主的に参加できるような環境づくりを積極的に行うよう努めるものとする。
- いじめを発見した場合や児童生徒からいじめに関する相談を受けた時は、速やかに保護者、学校、教育委員会又は関係機関に情報提供や通報を行うよう努めるものとする。

5 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味

- 一 いじめにより学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、市立学校は、直ちに教育委員会に対し、事態発生について報告する。報告を受けた教育委員会は、市長に対し、事態発生について報告する。

(ウ) 調査主体等の決定

教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受けた時は「いじめ対策本部」を招集し、調査主体（学校・教育委員会・対策調査委員会）及び調査方法について、協議の上決定する。

(エ) 事実を明確にするための調査の実施

調査に当たっては、国基本方針の内容により適切に実施し、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

また、調査で得た資料については、その取扱いには十分留意する必要がある。

(オ) 調査結果の報告等

組織による調査が終了したら、市立学校及び教育委員会は、いじめを受け、またはいじめにより重大事態に至ったと申し立てた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係その他の必要な情報を速やかに提供する。教育委員会は、市長に対し、調査結果を文書により報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態の対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めた場合は、再調査を行う。再調査の主体（下記イ参照）は、教育委員会等による調査と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、附属機関を設ける等、市長の判断で行う。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために、指導主事等の派遣による重点的な支援、人的配置の強化、関係機関との連携強化推進等の支援を行う。

第3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 評価及び検証方法

教育委員会は、毎年、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査委員会に提示し、点検評価を受け、各種施策の改善を進める。

2 市基本方針の見直し

市基本方針は、対策調査委員会によるいじめの防止等のための対策の実態分析等に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを行う。